※各年10月1日現在

23.0%

11,218

H37

(推計値)

13,022

8,649

4,373

H27

(認定率)

25.0%

20.0%

15.0%

10.0%

5.0%

0.0%

## 平成27年度 介護保険制度改正に係る現況 (①概要)

## <背景>

○ 高齢化の進展に伴い、平成37年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、全国では3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上に なると推計されている。今後、高齢化が進むと介護を必要とする方がますます増加し、持続可能な介護保険制度の構築が必要である。 (※新宿区の高齢化の状況は、下記図を参照)

## <対策>

- 平成27年からの介護保険制度改正は、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供 される**「地域包括ケアシステムの構築」**と、介護保険制度の持続可能性を確保するための「<mark>費用負担の公平化</mark>」の2つを柱として見直しが行われた。
- ○「費用負担の公平化」に関する改正の主な内容
  - ⇒ 一定以上所得者の利用者負担の見直し(平成27年8月から)
  - ① 介護保険サービス利用時の負担割合の引き上げ【合計所得金額が160万円以上の方(世帯の所得状況により1割のまま):1割→2割】
  - ② 利用負担額の月額上限額の引き上げ(高額介護サービス費) 【現役並み所得者の上限額:37,200円→44,400円】

## 新宿区の高齢化状況



